

福指第 203 号－2
令和 8 年 8 月 13 日

有料老人ホーム管理者 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

介護保険事業所等による「身体拘束ゼロ宣言」について（通知）

日ごろから、有料老人ホームの適正な運営について御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、介護現場における身体拘束につきましては、その廃止に向けて各事業所において御努力をいただいているところですが、より一層の推進に向けて取組を継続することがますます重要になってきております。

県では平成 17 年度以来実施している「身体拘束ゼロ宣言」啓発活動を引き続き行っており、宣言をした事業所については、県のホームページ等を通じて周知し、さらなる関係者の意識啓発に努めていきたいと考えております。

つきましては、当事業の趣旨を御理解いただき、身体拘束ゼロを目指して取組を実施している事業所（既に身体拘束ゼロを実現している事業所を含む。）におかれましては、別紙の実施要領により積極的に「身体拘束ゼロ宣言」をしていただきますようお願いいたします。

また、既に宣言済の事業所におかれましては、宣言後、管理者の変更等により「身体拘束ゼロ宣言」の趣旨が引き継がれていない事例も多く見受けられるため、改めて身体拘束廃止について考える機会としていただき、積極的に「再宣言」をお願いいたします。

担 当 介護指導第 2 班
電話番号 054－221－3256
FAX 番号 054－221－2142

別紙

介護保険事業所等による「身体拘束ゼロ宣言」実施要領

1 趣旨

身体拘束廃止の推進に当たっては、常に関係者の認識を新たにし、身体拘束廃止への意識を常に強く持ち、そのための取組を継続することが重要です。このため、身体拘束ゼロを目指して取組を実施している事業所に「身体拘束ゼロ宣言」を行っていただくとともに、その事業所を広く紹介します。

2 内容

(1) 「身体拘束ゼロ宣言」の実施

別表に示す6つの基準を満たし、身体拘束廃止の取組を実践している事業所は、以下により「身体拘束ゼロ宣言書」（再宣言を含む）を提出してください。

宣言内容	身体拘束廃止に向けての取組（現状、課題、今後の取組の方向）
提出期限	令和8年9月11日（金）
提出方法	ふじのくに電子申請システムまたはメール ※詳細は下記ホームページに掲載の提出方法をご確認ください。 ホーム > 健康・福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険事業者・施設等の指定・指導・監督 > 身体拘束ゼロ作戦 > 「身体拘束ゼロ宣言（再宣言）」 https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/fukushijigyoshashido/1002968/1023359.html

(2) 「ゼロ宣言事業所」の公表

県は、外部からの事業所への訪問者等に対して、身体拘束ゼロに向けた取組が行われていることを示すため、宣言をしていただいた事業所に、これまでのポスターに替えて「身体拘束ゼロ宣言事業所登録証」を交付します。登録証は今年度中に電子データでお送りする予定です。

また、身体拘束廃止に向け取組をしている事業所を「身体拘束ゼロ宣言事業所」として、県ホームページに掲載し、広報していきます。

(3) 指導調査時における取組状況の把握

県が実施している事業所への指導調査時において、具体的な取組状況について把握していきます。

3 留意点

- ・ 現状では身体拘束がゼロではない場合や、緊急やむを得ず適切な手続を前提として例外的に身体拘束を行う場合も想定されますが、身体拘束廃止のために取り組んでいる事業所であれば、この宣言をすることは可能です。
- ・ 集計の都合上、一旦令和8年9月11日を期限といたしますが、当宣言は以後も随時、受け付けます。